



SOMPO
JAPAN

NKSグループ

コーポレート マネーガード保険



コーポレートマネーガード保険

貴社の業務にかかわる現金・小切手・手形などを対象とし、日本国内における輸送中や事務所などでの保管中の損害を、簡単な手続きで幅広く補償する保険です。

■本パンフレットによるお申込みの対象となるお客さまは、年間売上高200億円未満の企業となります。



この 保険の 対象

貨紙幣類

貨紙幣、小切手、トラベラーズチェック、郵便切手、収入印紙
商品券、図書券、クーポン券、プリペイドカード など

有価証券

株券、手形、国債証券、公・社債券 など

保険の対象とならないもの

- ①新株券
- ②金・銀・白金の地金
- ③家計用の貨紙幣類・有価証券
- ④第三者より受託した貨紙幣類・有価証券 など

この保険の対象の詳細は5ページをご覧ください。

輸送方法は、以下の方法にかぎります。

携行便・護送便・書留郵便(簡易書留を含みます。)
・鉄道貴重品扱^{*}・航空機貴重品扱^{*}・
自動車貴重品扱^{*}

^{*}貴重品扱とは、運送人に対して貨紙幣類・有価証券であることを告げて運送を委託する輸送方法をいいます。

保険金をお支払いする 主な損害

盗難、火災、爆発、風水災、輸送用具の衝突、偽変造(貨紙幣にかぎります。)などによって生じた損害

■盗難



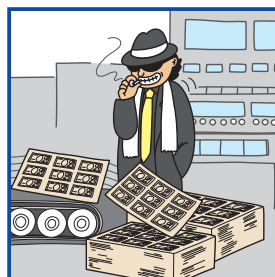
■火災・爆発



■風水災



■偽変造



ご注意 保険金をお支払いできない主な場合については5ページ以降をご覧ください。

このような事故で保険金をお支払いしています!

事故の概要	お支払額
貨紙幣類・有価証券の損害	
夜間、事務所の窓を破られ、事務所内の金庫の中の貨紙幣・小切手・手形が盗取された。	550万円
売上代金を入れたかばんを事務所に戻る途中にひったくられた。	35万円
各種費用の損害	
(公示催告、除権決定費用として)取引先企業に約束手形を現金書留で送付したところ、郵送中に紛失した。	8万円
(拾得者への報労金として)得意先への支払のために銀行へ行く途中に、小切手を入れたかばんを紛失してしまったが、第三者が届けてくれたため小切手は全額回収することができた。	50万円

ご契約 タイプ

1事故 てん補限度額 (支払限度額) 貨紙幣類・ 有価証券合算	年間基本保険料			
	年間売上高 1億円以下	年間売上高 1億円超 50億円以下	年間売上高 50億円超 100億円以下	年間売上高 100億円超 200億円未満
50万円	1万円	2万円	3万円	—
100万円	2万円	3万円	4万円	—
300万円	3万円	4万円	5万円	—
500万円	4万円	5万円	6万円	—
1,000万円	5万円	6万円	8万円	12万円
3,000万円	—	7万円	9万円	14万円
5,000万円	—	8万円	12万円	18万円
1億円	—	12万円	15万円	23万円
2億円	—	14万円	20万円	30万円
3億円	—	18万円	25万円	38万円
4億円	—	22万円	30万円	45万円
5億円	—	28万円	40万円	52万円
6億円	—	—	42万円	55万円
7億円	—	—	48万円	62万円
8億円	—	—	50万円	65万円
9億円	—	—	54万円	70万円
10億円	—	—	60万円	78万円

※貴社の年間売上高と1事故てん補限度額(支払限度額)の選択に応じて保険料が決まります。

※年間売上高(保険始期直近の貴社の決算期間にかかわる売上高をいいます。)に基づきご契約時に年間保険料を算出します。

※年間売上高はご契約時に毎年これを証明する書類(決算報告書など)をもって確認させていただきます。

保険料

$$\text{年間基本保険料} \times (1 - \text{割増引の合計}) = \text{年間保険料}$$

セキュリティ割引

下記の対策を実施されている場合には、セキュリティ割引として1項目ごとに保険料が10%の割引となります。

- (1)輸送額の過半数を、警備業法に基づく専門の警備業者に委託している場合
- (2)保管の対象となる貨紙幣類・有価証券の保管額の過半数を、金庫*に保管している場合
- (3)貨紙幣類・有価証券を保管している場所の過半数において、24時間の有人警備(店番を含みます。)を実施している場合

※『金庫』とは次の3点すべてを満たした場合をいいます。

- ①契約者の保管場所となる事務所内に設置されること。
- ②耐火性・防犯性(盗難防止ブザー等)があること。
- ③一定の大きさ(重さは100kg以上)で持ち運びが容易でないこと。(手さげ金庫は含みません。)

保険料例

- 年間売上高 40億円
- 1事故てん補限度額(支払限度額) 1億円
- 上記セキュリティ対策(1)、(2)を実施済

$$\text{年間基本保険料} \times (1 - \text{セキュリティ割引の合計}) = \text{年間保険料}$$

$$120,000\text{円} \times (1 - (0.1 + 0.1)) = 96,000\text{円}$$

万一 事故に あわれたら

事故にあわれたら、遅滞なく損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。

警察・郵便局への届出、銀行への支払停止手続、公示催告手続等、損害を最小限に食い止めるために必要となる措置について、ご説明いたします。

遅滞なくご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

事故サポートデスク

 0120-727-110

受付時間 平日 午後5時～翌日午前9時
土日祝日 24時間

(12月31日～1月3日を含みます。)

※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

重要なことから説明しています。

この保険の対象

貨紙幣類

- (1)貨紙幣(外国通貨を含みます。)
- (2)小切手(線引であると否とを問いません。)
- (3)トラベラーズチェック
- (4)郵便切手、収入印紙、収入証紙、国民年金印紙、特許印紙、自動車重量税印紙、自動車検査登録印紙、自動車審査証紙、登記印紙、健康保険印紙
- (5)金券、商品券、ギフト券、商品引換券、図書券、購買券、景品券、食券
- (6)クーポン券、乗車券(定期券、航空券を含みます。)、入場券(前売券を含みます。)
- (7)プリペイドカード(テレホンカード、乗車用カード、図書カード、百貨店・スーパーマーケット用カード、ガソリンスタンド用カード)
- (8)記名・捺印済み預金の払戻請求書、預金通帳・預金証書(譲渡性定期預金証書を含みます。)、金通帳・金証書・金信託証書・その他の金預り証書または証券(ただし、いずれも印鑑とともに輸送する場合にかぎりです。)
- (9)郵便為替、利札、宝くじ(抽選日前にかぎりです。)、ゴルフ会員券、クレジットカード売上票、売掛伝票

有価証券

- (1)国債証券
- (2)株券(新株券を除き予備株券を含みます。)
- (3)公・社債券、抵当証券、船荷証券、倉庫証券、荷渡指図書、投資信託または貸付信託の受益証券、出資証券、新株引受権証書
- (4)手形、C.P.(コマーシャル・ペーパー)
- (5)株式申込証拠金領収証、株式払込金領収証、株式配当金領収証、郵便振替支払通知書、公債登録済書、国債・株券・公債・社債・投資信託または貸付信託の受益証券・C.P.(コマーシャル・ペーパー)・譲渡性定期預金証書の預り証
- (6)預金通帳・預金証書(譲渡性定期預金証書を含みます。)、金通帳・金証書・金信託証書・その他の金預り証書または証券(ただし、いずれも印鑑とともに輸送する場合は除きます。)

保険の対象とならないもの

- (1)新株券
- (2)タクシーチケット(未使用・使用済みの如何を問いません。)
- (3)金・銀・白金の地金(クルーガーランド金貨およびこれに類似の財産用法定金貨を含みます。)、ダイヤモンド原石
- (4)家計用の貨紙幣類・有価証券
- (5)第三者から受託した貨紙幣類・有価証券

保険金をお支払いする場合・お支払いする保険金

1. 日本国内における輸送中または保管中の貨紙幣類・有価証券につき、保険期間中に生じた、盗難・滅失その他ほとんどすべての偶然な事故により、被保険者が被った損害(実損害)に対して、保険証券記載のてん補限度額(支払限度額)を限度として、保険金をお支払いします。
2. 次の費用の損害に対して保険金をお支払いします。
 - (1)公示催告および除権決定の手續きに要した費用(ただし、株券については株券喪失登録の手續きに要した費用)
 - (2)保険契約者または被保険者により合理的に支出された損害防止費

用および救助料

- (3)遺失物法に基づき、損保ジャパンの同意を得て拾得者に支払った報労金。ただし、貨紙幣類・有価証券合算の保険証券記載のてん補限度額(支払限度額)の20%をもって限度とします。
 - (4)貨紙幣類・有価証券が再発行された場合はそれに要した費用
3. 貨紙幣(外国通貨を含みます。)(4)が偽造・変造された場合には、偽造・変造損害の保険金をお支払いします。ただし、保険期間中を通じて保険証券記載の貨紙幣類・有価証券合算のてん補限度額(支払限度額)の10%または300万円のいずれか低い額を限度とします。
- ※保険価額の算出につきましては、「コーポレートマネーガード保険特別約款」第7条をご参照ください。

保険金をお支払いできない主な場合

(詳しくは「運送保険普通保険約款」、「コーポレートマネーガード保険特別約款」およびその他の適用される特別約款等をご参照いただくか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。)

次の事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。

貨紙幣類・有価証券共通

- (1)保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者またはこれらの者の使用人の故意または重大な過失(貨物の輸送に従事する者が、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の代理人もしくは使用人である場合は、これらの者の故意)
- (2)貨物の自然の消耗またはその性質もしくは欠陥によって生じた自然発火・自然爆発・むれ・かび・腐敗・変質・変色・さび・蒸発・昇華その他類似の事由
- (3)荷造りの不完全
- (4)輸送用具、輸送方法または輸送に従事する者が出発(中間地からの出発および積込港・寄航港からの発航を含みます。)の当時、貨物を安全に輸送するのに適していなかったこと。(ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者の使用人がいずれもその事実を知らず、かつ、知らなかったことについて重大な過失がなかった場合を除きます。)
- (5)運送の遅延
- (6)間接損害(ただし、損害防止費用など一部の費用を除きます。)
- (7)戦争、内乱その他の変乱
- (8)水上または水中にある魚雷または機雷の爆発
- (9)公権力によると否とを問わず、捕獲、だ捕、抑留または押収
- (10)検疫、(9)以外の公権力による処分
- (11)ストライキ、ロックアウトその他の労働争議行為または労働争議参加者の行為
- (12)10人以上の群衆・集団の全部または一部によりなされた暴力的かつ騒動的な行動およびこの行動に際して当該群衆・集団の一部によりなされた暴行(放火および盗取を含みます。)ならびにこれらに関連して生じた事件
- (13)原子核反応または原子核の崩壊(ただし、医学用、科学用または産業用ラジオ・アイントープの原子核反応または原子核の崩壊を除きます。)
- (14)陸上(湖川を含みます。)にある貨物について、地震、噴火もしくはこれらによる津波またはこれらに関連のある火災その他類似の事故によって生じた損害(地震、噴火もしくはこれらによる津波により異常な状態

必ずお読みください。

が存続する間に生じた損害を含みます。)

- (15)化学兵器、生物兵器、生化学兵器あるいは電磁兵器に起因する損害
 - (16)通常の輸送過程以外の状態にある間のテロ行為(政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれらと連帯した者が当該主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。)、その他類似の行動に起因する損害
 - (17)債権の回収不能、不渡りもしくはその他の信用危険または市場価値の下落
 - (18)取引相手による詐欺
 - (19)貨紙幣(外国通貨を含みます。)以外の保険の目的に対する偽造、変造、模造もしくは贗造
 - (20)身代金の支払
 - (21)恐喝
 - (22)保険契約者または被保険者の使用するコンピュータシステム(オンライン端末機を含みます。)の操作(通信回線を利用した間接的な操作を含みます。)
 - (23)帳簿・伝票の誤記、勘定間違い、支払の過誤または受取不足等の事務的・会計的間違い
 - (24)保管中に生じた紛失・その他原因不明の数量の不足(外部からの侵入の形跡が明らかでない場合の損害を含みます。)
- 貨紙幣類・有価証券共通に加えて、小切手の場合、次の事実が生じた場合には、保険金をお支払いできません。

小切手

- (1)事故小切手が支払呈示期間内に支払のため適法に呈示された場合において、支払人が支払を拒絶した場合。ただし、支払拒絶の理由が保険事故である盗難、紛失もしくは不着に該当する場合、または、保険事故に起因して当該小切手の要件の欠缺・形式の不備および裏書の不備が生じたことを被保険者が立証した場合を除きます。
- (2)事故小切手の支払拒絶のため振出人が不渡報告に掲載された場合または銀行取引を停止された場合

貨紙幣類・有価証券共通に加えて、手形の場合、次の事実が生じた場合には、保険金をお支払いできません。

手形

- (1)事故手形が支払呈示期間内に支払のため適法に呈示された場合において、振出人または引受人が支払を拒絶した場合。ただし、支払拒絶の理由が保険事故である盗難、紛失もしくは不着に該当する場合、または、保険事故に起因して当該手形の要件の欠缺・形式の不備および裏書の不備が生じたことを被保険者が立証した場合を除きます。
- (2)事故手形の支払拒絶のため振出人または引受人が、不渡報告に掲載された場合または銀行取引を停止された場合
- (3)事故手形の満期前において、振出人または引受人につき破産手続開始の申立もしくは開始決定、特別清算手続開始の申立もしくは開始決定、民事再生手続開始の申立もしくは開始決定、会社更生手続開始の申立もしくは開始決定または銀行取引停止処分がなされるかまたは強制執行が功を奏しなかった場合
- (4)事故手形の満期前に振出人または引受人が支払を停止した場合

など

即時払制度

即時払とは、手形や株券等の有価証券(国債証券を除きます。)に保険事故が発生した際、公示催告または株券喪失登録等の諸手続きをしていただくことで、一定期間を要する除権決定による無効や株券喪失登録に基づく喪失株券の無効の確定前に、貨紙幣類・有価証券合算のてん補限度額(支払限度額)の10%を限度に保険金をお支払いすることをいいます。

注①公示催告とは、手形・小切手を喪失した方が、簡易裁判所に申し立て、官報や掲示板などでそのことを公示することをいいます。

注②除権決定とは、一定期間公示した後、拾得者が現れなければ喪失した手形や小切手の効力をなくすことをいいます。

帳簿の備付けに関して

ご契約期間中の個々の輸送について、次の項目が記載された帳簿またはこれに代わるべき書類の閲覧をお願いする場合があります。

- | | |
|-----------------|----------|
| (1)有価証券・貨紙幣類の種類 | (5)輸送過程 |
| (2)数量 | (6)仕向地 |
| (3)価額 | (7)輸送用具名 |
| (4)発送地 | (8)発送日 |

重要なことから説明しています。必ずお読みください。

ご注意

- ご契約者(加入者)以外に補償の対象となる方(被保険者)がいらっしゃる場合には、その方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。
- 保険料領収証について
保険料をお支払いいただく際は、特定の特約を付帯した場合等を除き、損保ジャパン所定の保険料領収証を発行することによりしておりますので、お確かめください。
- 保険証券について
保険証券は大切に保管してください。なお、ご契約のお申込み日から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険金額等の額が外貨建の保険契約の場合には、為替レートの変動により、保険契約締結時と保険金等の支払時とで、円貨に換算した保険金等の額が異なってくる場合がありますので、ご注意ください。
- ご契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。
※「重要事項等説明書」を必ずお読みください。
- 保険契約申込書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ご連絡やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。
※「重要事項等説明書」を必ずお読みください。
- 年間売上高等の、お客さまの保険料計算に特に関係する事項につきましては、保険契約申込書の記載事項が事実と違っていないか改めてご確認ください。相違がある場合は必ず訂正・変更いただきますようお願いいたします。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ご契約の対象とならない業種がありますのでご了承願います。
- 代理店の役割について
取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理義務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。
- 保険会社破綻時の取扱いについて
引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返戻金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。
補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返戻金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- 共同保険について
複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。
損害保険会社等の間では、保険金支払いが迅速・確実に行われるよう、同一事故にかかわる保険契約の状況や保険金請求の状況などについて確認を行っています。確認内容は、前述の項目以外には用いられません。ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 個人情報の取扱いについて
損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパンのホームページ(<http://www.sompo-japan.co.jp>)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。また、取扱代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせ願います。
- 損保ジャパンへの相談・苦情・お問い合わせは、下記にご連絡ください。

【お客さまフリーダイヤル】

 0120-888-089

受付時間 平日 午前9時～午後8時
土日祝日 午前9時～午後5時
(12月31日～1月3日は休業)

※ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、取扱代理店・営業店・サービスセンターへお取次ぎさせていただく場合がございます。

インターネットホームページアドレス：<http://www.sompo-japan.co.jp>

- クーリングオフ(ご契約申込みの撤回)について
この保険は、クーリングオフ(ご契約申込みの撤回)の対象とはなりませんのでご注意ください。

●保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である(社)日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、(社)日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：(社)日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】



0570-022808

<受付時間>平日：午前9時15分～午後5時

<インターネットホームページアドレス> <http://www.sonpo.or.jp/>

★このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。ご契約の際は必ず重要事項等説明書をご覧ください。
また、必ず、「運送保険普通保険約款」、「コーポレートマネーガード保険特別約款」その他の適用される特別約款等をご覧ください。

お問い合わせ先

 株式会社 損害保険ジャパン

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL. 03(3349)3111
ホームページアドレス <http://www.sompo-japan.co.jp>